

## 京都府における令和7年度の取扱いについて

令和7年度における「介護サービス情報の公表」制度について、京都府では、次のとおり取扱うこととします。

○ 公表手数料・調査手数料の廃止（24年度～）

○ 令和7年度の報告対象事業所について

- ① 令和7年度中に新規指定を受けた事業所（京都市内を除く）
- ② 令和6年1月～12月に支払われた介護報酬が100万円を超える事業所（京都市内を除く）  
（公表計画と同時に報告対象事業所を一覧にして京都府ホームページ等に掲載しますので、各事業所において、報告の対象となっているかをご確認ください。）

### ■ 重 要 ■

京都市内に所在する事業所に係る介護サービス情報の公表事務は、平成30年度から京都市に移管されました。  
京都市内事業所分については、京都市 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課  
（075-222-3800）に直接お問い合わせください。

○ 報告の方法

※ 京都府ホームページ及びワムネット京都府センターにてお知らせする公表計画に従い、厚生労働省が設置する介護サービス情報報告システムに直接入力  
なお、令和7年度の公表計画等は7月中に公開予定です。

- ※ ①の事業所については、報告の案内通知書（ID・パスワードを記載）を送付します。  
②の事業所の報告については、平成25年度から一度付与したID・パスワードを次年度以降も同じものを使用することとしています。したがって、平成25年度以降に通知書をお送りした事業所については文書での通知を行いません。通知書を紛失された方は以下リンクにアクセスいただき、パスワードの再発行手続きをお願いします。（通知書送付の有無については、報告対象事業所一覧に掲載予定）

■ 京都府HPトップページ > 子育て・健康・福祉 > 福祉・高齢者・障害者支援 > 介護保険サービス事業者に関する情報 > 介護サービス情報の公表制度について > 2. 報告 > 申請用URL（外部リンク）

[京都府・市町村共同電子申請システム（ID・パスワード再発行電子申請フォーム）](#)

担当：京都府健康福祉部 高齢者支援課 事業所・福祉サービス係  
TEL 075(414)4672 FAX 075(414)4572